

**令和 3 年度**  
**三島村（島内加入者光ファイバ網）**  
**高度無線環境整備推進事業仕様書**

**令和 4 年 5 月**

**鹿児島県 三島村**

# 目次

第1章 総則	1
1 目的	1
第2章 基本事項	1
1 適用範囲	1
2 事業場所	1
3 事業概要	1
4 事業範囲	2
5 事業の設計・施工に係る期間	2
6 関係法令及び規則の遵守	2
7 設計及び施工基準	2
8 検査、引き渡し	3
9 保証期間	3
10 疑義変更	3
11 設計原則	3
12 提案条件	4
第3章 調査・実施設計	4
1 目的	4
2 計画概要	4
3 作業場所、工事区間	5
4 調査、設計工程数量等	5
5 作業実施に係る安全等注意事項	5
6 提出書類等	6
第4章 工事施工	7
1 目的	7
2 計画概要	7
3 施工条件（施工に当たり考慮しなければならない重要事項）	8
4 施工における機器・材料数量及び工程数量	8
5 提出書類等	8
6 その他	9
第5章 機器・材料	9

1 中継光、加入者光ファイバケーブル	9
2 引込光ファイバケーブル	9
3 地中用接続クロージャ	10
4 地中用ドロップクロージャ	10
5 架空用接続クロージャ	10
6 埋設設備（スーパーボックス及びフィンガーボックス）	10
第6章 豊富な機能を有したブロードバンド回線サービスメニュー	10
1 光ブロードバンド回線サービス	10
2 広域イーサネット回線サービス若しくはそれに相当する機能を有した回線サービス	11
第7章 運営、維持管理	11
1 I R U契約要件	11
2 資産区分及びI R U契約対象範囲	11
3 I R U契約対象設備の保守内容及び保守要件	12
4 その他	13

## 第1章 総則

### 1 目的

昨今、情報通信技術の発展はめざましく、光サービスやスマートフォンの普及により、一層多様化と高度化が進む中、三島村では公設公営によるインターネット接続により住民はインターネットを使用している。一方、既存設備に関しては、設備構築から10年以上が経過し、機器故障によるサービス停止などの不安も出てきた状況である。

対策として、既存設備を民間事業者に貸し出したうえで、運営自体を民間に移管することで、全国サービスと同様のサービス提供を実現し、本土との通信環境の地域間格差を解消していく。将来の住民サービスに対して、安定した通信環境はもちろんの事、住民生活や産業などあらゆる分野において地域振興、住民サービス向上を図ることを目的とする。

## 第2章 基本事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、「令和3年度三島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進事業」について適用する。

### 2 事業場所

鹿児島県鹿児島郡三島村(竹島、硫黄島、黒島及び枕崎)

詳細は、別紙「用地付近の見取図」を参照すること。

### 3 事業概要

#### (1) 情報通信基盤の整備

##### ア 調査・測量・実施設計

対象地域において光ファイバケーブル及び関連機器の調査設計、対象施設の引込光ファイバケーブル調査設計、地下埋設設備調査・測量設計、その他必要な調査設計を実施する。また既存設備の転用・流用の可否について調査し、可能な限り既存設備の活用を検討する。

##### イ 工事施工

実施設計の成果をもとに、光ファイバケーブル及び関連機器の製造、敷設・設置、対象施設の引込ファイバケーブル敷設、地下埋設設備工事、その他必要な工事を行う。なお、可能な限り既存設備の活用を検討する。

#### (2) 情報通信基盤の運営及び維持管理

情報通信基盤の整備後、令和3年度三島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進事業に係る設計・施工、施設運営事業者選定プロポーザルにおける選定事業者(以下「選定事業者」という。)は、光ファイバケーブル敷設等設備について、選定事業者の経営判断に基づいた迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、公設民営方式にて保守・運用を行うこととし、IRU(Indefeasible

Right of User（破棄し得ない使用权）制度を活用し、選定事業者とIRU契約を締結し、三島村が選定事業者に施設を貸し出すものとする。

また、情報通信基盤について、既存業務や既存サービスにかかわる通信の最適な移行方法および整備後の運営も考慮する。

#### (3) 光ブロードバンドサービスの提供

選定事業者は、対象地域において、「高速大容量」、「高品質」、「安定的」な通信環境を実現し、移動体通信事業者向けに 3.9 世代移動通信システム(LTE)以降のサービス提供可能な、広域イーサネット回線サービス提供及び IoT サービス等の無線利用に必要な伝送路設備等の整備を行うこととする。また、それを活用した ICT 利活用についても提示する。

## 4 事業範囲

令和 3 年度三島村（島内加入者光ファイバ網）高度無線環境整備推進事業（以後、「本事業」）における整備エリア範囲は、整備に必要な全ての調査・測量設計、工事施工、関係官公署への諸手続き、完成検査までの一切の業務を事業範囲とする。

また、選定事業者は、三島村との IRU 契約に基づき整備した光ファイバケーブル設備等の保守・運用を行い、対象地域に光ブロードバンドサービスを提供する。

## 5 事業の設計・施工に係る期間

契約締結の日（議会承認後 6 月下旬を予定）から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 6 関係法令及び規則の遵守

本仕様書による設計・施工に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 電気事業法及び施工規則
- (2) 電気通信事業法及び施工規則
- (3) 有線電気通信法及び施工規則
- (4) 環境基本法及び施工規則
- (5) 労働安全衛生法及び施工規則
- (6) 建築基準法及び施工規則
- (7) その他関係法令及び関係条例

## 7 設計及び施工基準

本工事は、本仕様書に定めるほか、次の基準及び規格等に適合するものとする。

なお、次の規格にないものは協議により決定する。

- (1) 建築設計基準
- (2) 建築設備設計基準
- (3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (4) 公共建築改修工事共通仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- (5) 建築工事共通仕様書
- (6) 建築設備工事共通仕様書
- (7) 光ファイバケーブル施工要領・同解説
- (8) 電気通信設備工事共通仕様書
- (9) 電気通信設備設計指針
- (10) 電気通信施設設計業務共通仕様書
- (11) 日本工業規格 (JIS)
- (12) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (13) 日本電機工業規格 (JEM)
- (14) 日本技術基準規格 (JES)
- (15) 電子機械工業会規格 (EIAJ)
- (16) 国土交通省土木工事標準積算基準書 (電気通信編)
- (17) 国土交通省土木工事標準積算基準書
- (18) その他、関連基準及び規格等
- (19) 高度無線環境整備推進事業等補助金交付要綱及び関係基準等

## 8 検査、引き渡し

- (1) 選定事業者は検査等に協力するとともに検査等に要する測定器及び人員等を選定事業者の負担において準備するものとする。また、検査についてはあらかじめ検査項目、内容を監督職員に提出のうえ了承を得ること。
- (2) 監督職員が必要と認めた機材については、工場検査等中間検査を行う場合がある。
- (3) 本工事完成後速やかに検査を行う。この検査の合格をもって完成とする。

## 9 保証期間

保証期間は、竣工検査合格後 1 年間とする。

ただし、三島村と選定事業者が協議の上、別に定めた消耗品についてはこの限りではない。

なお、保証期間後 10 年間、その原因が選定事業者の施工不良と判断した場合は、選定事業者の負担により速やかに修理することとする。

## 10 疑義変更

本事業に関して、提案書として提出した内容については、基本的な部分の変更はできないものとする。

ただし、発注者と選定事業者の間で協議の上決定したものについてはこの限りではない。

## 11 設計原則

設計に当たっては、本施工が本仕様書に照合して最適な性能を有するよう配慮すること。

## 1 2 提案条件

本工事の提案条件として次の事項について考慮すること。

- (1) 選定事業者は、可能な業務については三島村内の働き手を優先使用するよう配慮すること。
- (2) 工事期間中の工期をできるだけ短縮するような工法とすること。
- (3) 選定事業者は、当初提出した提案書を基に実施設計を行うための打合せを実施することとし、実施設計終了後、承認申請を行い、承認を受けた後、施工に着手すること。
- (4) 実施設計承認後の設計変更は原則行わない。  
選定事業者の設計・施工一括受注に伴う責任施工とすること。  
ただし、不可視部分・天候不良・自然災害等の場合は、発注者と選定事業者の間で協議し決定するものとする。
- (5) 島内工事に係る材料等の輸送には、本村の定期船を可能な限り活用すること。

## 第3章 調査・実施設計

### 1 目的

本調査・実施設計は、竹島、硫黄島、黒島に高速・大容量無線局の前提となる光ファイバケーブル等によるブロードバンド基盤整備を実施するためのものであり、枕崎側も含め本調査測量・実施設計にて各種データを収集し、最適な敷設ルート、配線点、分配点、引込ルートの選定を目的とする。なお、可能な限り既存設備の活用を検討すること。

### 2 計画概要

上記目的に沿った本調査測量・実施設計を適正に実施すること。また、本調査結果を基に最適な中継光、加入者光ファイバケーブル及び引込光ファイバケーブルの敷設ルートを選定し、実施設計を行い、報告書により提出すること。

なお、下記3「作業場所、工事区間」、下記4「調査、設計工程数量等」に示した内容に準じない提案も可とする。但し、変更した箇所がある場合は理由を明示すること。

#### (1) 調査・実施設計

- ア. 中継光、加入者光ファイバケーブル及び引込光ファイバケーブルの実施設計は、信頼性を確保するため、地下埋設設備でのルートを選定すること。
- イ. 光ファイバケーブル及び関連する材料は必要性だけでなく経済性を考慮すること。

#### (2) 地下埋設設備調査測量・実施設計

- ア. 下記3「作業場所、工事区間」における地下埋設設備区間の占有許認可及びその他利害関係者を調査のうえ、道路占用等により掘削、構造物埋設(地下管路、スーパーボックス、フィンガーボックス)、舗装等の作業が可能であることを確認すること。

#### (3) その他

- ア. 本調査実施に係る必要な許可・届出等の事務処理全般を行うこと。また、これらに要する経費及び工事期間における賃貸料金は、本工事費用に含めること。

### 3 作業場所、工事区間

(1) 中継光、加入者光ファイバケーブル(陸揚スーパーボックス(以後、SB)～事業者収容局等～クロー  
ジャ)

ア. 竹島

陸揚 SB～三島村竹島事業者収容局等～クロージャ

イ. 硫黄島

陸揚 SB～三島村硫黄島事業者収容局等～クロージャ

ウ. 黒島

陸揚 SB～三島村黒島事業者収容局等～クロージャ

エ. 枕崎

通信事業者収容局～三島村枕崎簡易局舎付近(架空区間含む)

(2) 引込光ファイバケーブル(クロージャ～利用者施設等)

ア. 竹島

クロージャ～利用者施設等

イ. 硫黄島

クロージャ～利用者施設等

ウ. 黒島

クロージャ～利用者施設等

(3) 地下埋設設備(事業収容局等～利用者施設等)

ア. 竹島

三島村竹島事業者収容局等～利用者施設等

イ. 硫黄島

三島村硫黄島事業者収容局等～利用者施設等

ウ. 黒島

三島村黒島事業者収容局等～利用者施設等

エ. 枕崎

通信事業者収容局～三島村枕崎簡易局舎付近(一部区間)

### 4 調査、設計工程数量等

別紙 2\_1「調査・設計数量(光ファイバケーブル)」、2\_2「調査・設計数量(地下埋設設備)」、別紙3  
「機器・材料数量及び施工工程数量」、のとおりとする。

### 5 作業実施に係る安全等注意事項

(1) 関係法令の遵守



ア. 関係法令を遵守することはもとより、安全管理にも注意すること。

## 6 提出書類等

### (1) 提出先

三島村役場総務課

### (2) 提出書類

ア. 選定事業者は、実施設計終了後、表 1 の提出書類を成果品として提出し、承認を受けた後、光ファイバケーブル敷設工事及び地下埋設設備の工事に着手すること。

なお、表 1 の項番 1～2については本契約後から1週間以内に提出すること。

イ. 提出書類の形態は紙と電子化媒体で提出すること。

ウ. 部数については、原則 2 部を紙、1 部を電子化媒体とする。

表 1 提 出 書 類

項番	提出書類	部数	備考(区分)
1	実施工程表	2部	共通
2	現場代理人及び主任技術者届	2部	共通
3	直線途中継光ルート(総括図、明細図)	2部	光ファイバケーブル敷設
4	線路図	2部	光ファイバケーブル敷設
5	光系統図	2部	光ファイバケーブル敷設
6	光ファイバケーブル心線接続図	2部	光ファイバケーブル敷設
7	光ファイバケーブル心線収容表	2部	光ファイバケーブル敷設
8	スプリッタ収容表	2部	光ファイバケーブル敷設
9	架・機器配置図	2部	光ファイバケーブル敷設
10	位置図(区割図)	2部	光ファイバケーブル敷設 地下埋設設備
11	管路図	2部	地下埋設設備
12	平面図	2部	地下埋設設備
13	横断図	2部	地下埋設設備
14	展開図	2部	光ファイバケーブル敷設 地下埋設設備
15	実施設計数量計算書及び積算根拠内訳書	2部	共通
16	主要工程材料の品名、数量、規格及び製造会社を記述した書類	2部	共通
17	設備の調査、施工に必要な関係官庁への申請書又は届出書類	2部	共通
18	協議事項及び打合せ事項	適宜	共通
19	その他発注者が必要と認める書類	適宜	共通

## 第4章 工事施工

### 1 目的

本工事は、竹島、硫黄島、黒島及び枕崎地域において、中継光、加入者光ファイバケーブル及び引込光ファイバケーブル敷設作業、地下埋設構築作業を安全で効率的に実施し、超高速情報通信基盤を整備することを目的とする。なお、可能な限り既存設備の活用を検討すること。

### 2 計画概要

上記目的に沿った施工を適切に実施すること。

なお、下記に示した内容に準じない提案も可とする。但し、変更した箇所がある場合は理由を明示すること。

#### (1) 中継光、加入者光ファイバケーブル(陸揚 SB～事業者収容局等～クロージャ)

##### ア. 竹島

陸揚 SB～三島村竹島事業者収容局等～クロージャ

##### イ. 硫黄島

陸揚 SB～三島村硫黄島事業者収容局等～クロージャ

##### ウ. 黒島

陸揚 SB～三島村黒島事業者収容局等～クロージャ

##### エ. 枕崎

通信事業者収容局～三島村枕崎簡易局舎付近(架空区間含む)

#### (2) 引込光ファイバケーブル(クロージャ～光収容箱:利用者施設等)

##### ア. 竹島

クロージャ～光収容箱(利用者施設等)

##### イ. 硫黄島

クロージャ～光収容箱(利用者施設等)

##### ウ. 黒島

クロージャ～光収容箱(利用者施設等)

#### (3) 地下埋設設備(事業者収容局等～利用者施設等)

##### ア. 竹島

三島村竹島事業者収容局等から陸揚 SB 及び利用者施設間の地下埋設管路、スーパーボックス及びフィンガーボックス新設

##### イ. 硫黄島

三島村硫黄島事業者収容局等から陸揚 SB 及び利用者施設間の地下埋設管路、スーパーボックス及びフィンガーボックス新設

ウ. 黒島

三島村黒島事業者収容局等から陸揚 SB 及び利用者施設間の地下埋設管路、  
スーパーボックス及びフィンガーボックス新設

エ. 枕崎

通信事業者収容局～三島村枕崎簡易局舎付近までの地下埋設管路及びマンホール新  
設(一部区間)

### 3 施工条件（施工に当たり考慮しなければならない重要事項）

- (1) 工事に際しては、付近住民等の感情を配慮して実施すること。
- (2) 利用者施設等での工事については、地権者への説明、了承を得て実施すること。
- (3) 占用許可の処理については、占用管理者等の指示に従い実施すること。
- (4) 可能な限り既存設備の活用を検討すること。

### 4 施工における機器・材料数量及び工程数量

別紙 3「機器・材料数量及び施工工程数量」のとおりとする。

ただし、別紙 3 の各数量は調査後の実施設計に基づくものとし、協議のもと変更できるものとする。

### 5 提出書類等

(1) 提出先

三島村役場総務課へ提出すること。

(2) 提出書類等

ア. 選定事業者は、実施設計の承認後、施工計画書を 30 日以内に提出すること。

イ. 選定事業者は、完成図書として工事完了後速やかに表 2 に示す書類を提出すること。

ウ. 部数については、原則 2 部を紙、1 部を電子化媒体とする。

表 2 提出書類

項番	提出書類	部数	備考(区分)
1	施工計画書及び使用材料承認図面	2 部	共通
2	出来高管理表	2 部	共通
3	直線図中継光ルート(総括図、明細図)	2 部	光ファイバケーブル敷設
4	線路図	2 部	光ファイバケーブル敷設
5	光系統図	2 部	光ファイバケーブル敷設
6	光ファイバケーブル心線接続図	2 部	光ファイバケーブル敷設
7	光ファイバケーブル心線収容表	2 部	光ファイバケーブル敷設
8	スプリッタ収容表	2 部	光ファイバケーブル敷設
9	架機器配置図	2 部	光ファイバケーブル敷設

10	位置図(区割図)	2部	光ファイバケーブル敷設 地下埋設設備
11	管路図	2部	地下埋設設備
12	平面図	2部	地下埋設設備
13	横断図	2部	地下埋設設備
14	展開図	2部	光ファイバケーブル敷設 地下埋設設備
15	占用許認可及び関係機関一覧	2部	共通
16	各種試験成績表	2部	共通
17	工事記録写真	2部	共通
18	完成写真	2部	共通
19	その他発注者が必要と認める書類	適宜	共通

## 6 その他

コンクリート殻等の廃棄物については、受託者が産業廃棄物処理を実施すること。

## 第5章 機器・材料

下記に主要な機器・材料の仕様を示す。なお、下記の仕様は基本的な仕様を示すものであり、施工にあたっては必要に応じて協議を実施すること。

### 1 中継光、加入者光ファイバケーブル

- (1) ファイバ種別はシングルモード(SM)型石英光ファイバであること。
- (2) 心線は4心テープ構造とする。
- (3) ケーブル構造は、丸型(WBE)ケーブルであること。
- (4) シース材質は標準厚 1.5 mmの黒色ポリエチレンシースであること。
- (5) 将来、通信方式が高速化・高度化しても対応できるように、PMD 値(偏波分散  $\lambda=1550\text{nm}$ )は  $0.1\text{ps}/\sqrt{\text{km}}$ 以下の光ファイバケーブルであること。
- (6) ファイバ心の許容曲げ半径は15mm 以上であること。
- (7) 架空光ケーブル構造
  - ア. ケーブル構造は、自己支持型(WBE-SSW)ケーブルであること。
  - イ. 吊線部は塩害地対策として、7/1.8 mm  $\Phi$ アルミ亜鉛鍍鋼撚線であること。
  - ウ. シースは標準厚 1.5 mmの黒色窓あきダルマポリエチレンシースであること。

### 2 引込光ファイバケーブル

- (1) ファイバ種別はシングルモード(SM)型石英光ファイバであること。
- (2) 架空、地下の両区間で使用可能であること。
- (3) ケーブル構造は、1心細径IFドロップケーブルであること。

(4) ファイバ心の許容曲げ半径は15mm 以上であること。

### 3 地中用接続クロージャ

- (1) スーパーボックス内に収まるサイズであること。
- (2) 配線点、分岐点、分配点で使用可能であること。
- (3) 主ケーブル以外に最大 4 条(両側に 2 穴ずつ)のケーブル分岐が可能であること。
- (4) 1 穴から最大 4 条のIFドロップが引き落とし可能であること。
- (5) スプリッタを最大 4 個、搭載可能なこと。

### 4 地中用ドロップクロージャ

- (1) フィンガーボックス内に収まるサイズであること。
- (2) スプリッタを 4 個、搭載可能であること。
- (3) IFドロップが最大 16 条引き落とし可能であること。

### 5 架空用接続クロージャ

- (1) 強風対策用であること。
- (2) 直線分岐接続可能であること。
- (3) 4 心テープ 100 接続(400 心)可能であること。

### 6 埋設設備 (スーパーボックス及びフィンガーボックス)

#### (1) スーパーボックス

- ア. クロージャが収容できる寸法(H500×W500×L1,000mm以上)であり、かつ壁取付金物で設置が可能なこと。
- イ. 設計荷重 25 トンを満足すること。
- ウ. 蓋中央に三島村村章を刻印すること。
- エ. 蓋は施錠可能とし、第三者が容易に開閉できない構造とすること。

#### (2) フィンガーボックス

- ア. クロージャが収容できる寸法(H400×W300×L300mm以上)であり、かつ壁取付金物で設置が可能なこと。
- イ. 蓋中央に三島村村章を刻印のこと。

## 第 6 章 豊富な機能を有したブロードバンド回線サービスメニュー

### 1 光ブロードバンド回線サービス

#### (1) サービスメニュー

- ア. 電話や映像サービスなど利用できること。

- イ. プロバイダの選択肢が豊富にできること。
- ウ. Wi-Fi やセキュリティなどのオプションサービスがあること。
- エ. 個人や法人などが利用できるネットワークサービスがあること。
- オ. 光回線を利用した電話サービスが提供できること。なお、電話番号については既存の番号が利用可能であること。

## (2) 通信速度

- ア. 利用者ニーズに応じて最大概ね 1Gbps までの通信速度を提供すること。
- イ. 利用者ニーズや通信環境に応じて、将来においては最大 10Gbps 程度の通信速度のラインナップを持つ回線サービスを提供すること。

## 2 広域イーサネット回線サービス若しくはそれに相当する機能を有した回線サービス

将来的に広域イーサネット回線サービス若しくはそれに相当する機能を有した回線サービスの検討も実施すること。

## 第7章 運営、維持管理

### 1 IRU契約要件

#### (1) IRU契約要件

- ア. 選定事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
- イ. 三島村によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
- ウ. 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。
  - (ア)使用契約期間が10年以上であること。
  - (イ)使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書において以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
    - ・契約の自動更新の定めがあること
    - ・選定事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと
  - (ウ)その他(ア)、(イ)に類する特別の事情があると認められるものであること。

### 2 資産区分及びIRU契約対象範囲

#### (1) 三島村資産の主な範囲

- ア. 新規に設置する事業者収容局内の光成端架
- イ. 竹島、硫黄島、黒島における、局舎等設置個所及び地下埋設管路、スーパーボックス及びフィンガーボックス
- ウ. 光成端架より利用者施設等までの加入者光ファイバケーブル、接続クロージャ、ドロップクロージャ、引込光ファイバケーブル、光収容箱

エ. 海底光ケーブル

(2) IRU契約対象範囲、内容

ア. IRU契約対象設備については、「光成端架」、「加入者光ファイバケーブル」、「接続クロージャ」、「ドロップクロージャ」、「引込光ファイバケーブル」、「光収容箱」、「地下埋設管路」、「スーパーボックス」「フィンガーボックス」「海底光ケーブル」及びそれに付随する設備とする。

なお、詳細は、図 6-1 資産区分及びIRU契約対象範囲（網掛け部分）を参照すること。

イ. 所内 IP 装置、宅内設備は事業者自ら構築すること。

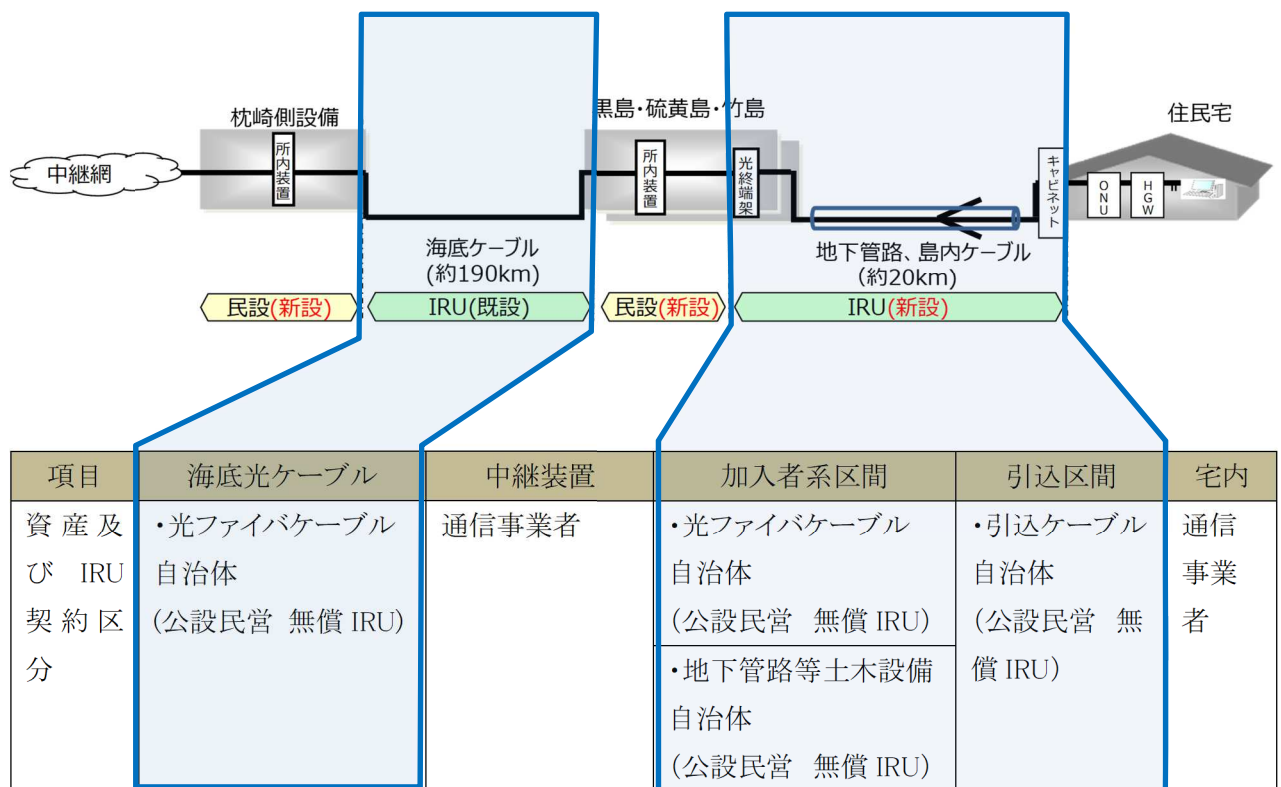


図 6-1 資産区分及びIRU契約対象範囲

3 IRU契約対象設備の保守内容及び保守要件

(1) 加入者光ファイバケーブル

電気通信事業法第41条（電気通信設備の維持）及び事業用電気通信設備管理規定ならびに関係法令等を遵守し保守業務を適正かつ円滑に実施すること。

なお、具体的保守業務内容、要件は以下のとおりである。

ア. 保全、点検業務

加入者光ファイバケーブルの適正な維持管理のため、定期的に点検作業を実施し報告すること。また、点検結果に基づき不良設備が発見された場合は協議の上、補修等の提案をする

こと。

(ア) 点検作業

- ・定期巡回点検
- ・自然災害後の巡回点検
- ・第3者工事に伴う立会い、不良設備の発見

イ. 故障修理業務

加入者光ファイバケーブルの適正な維持管理のため、定期的に点検作業を実施し報告すること。また、点検結果に基づき不良設備が発見された場合は協議の上、補修等の提案をすること。

#### 4 その他

本事業において構築する設備ならびに 2009 年度補正事業地域情報通信基盤整備推進交付金にて整備した設備については、速やかに三島村と選定事業者間において当該設備の譲受に関して検討を行なうこととする。